

## 国内募集型企画旅行条件書

本書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

### 1. 募集型企画旅行契約

本旅行は、株式会社シンファート（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）、及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

### 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

当社の定める方法によりお申込みください。下記の旅行代金は指定の方法により弊社の定める日までにお支払いください。

お申込みの時点では旅行契約は成立しておりません。旅行契約は、当社が締結を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

郵便、電話、インターネットその他の通信手段によるお申し込みの場合、当社が承諾の通知を発した時（インターネットの場合は画面に表示された時、またはメールが到達した時）に成立します。

### 3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された次の費用が含まれます（※お客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません）。

- ・ 運送機関の運賃・料金（航空、鉄道、バス等）
- ・ 宿泊費用、食事費用、観光費用（入場料等）

添乗員が同行するコースの添乗員経費、消費税等諸税

### 4. 旅行契約の解除・取消料

お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことで、いつでも旅行契約を解除することができます。

取消日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって） 取消料（おひとり様）

21 日目にあたる日以前の解除 無料

20 日目にあたる日以降の解除（日帰り旅行を除く） 旅行代金の 20%

7 日目にあたる日以降の解除 旅行代金の 30%

旅行開始日の前日の解除 旅行代金の 40%

旅行開始日の当日の解除（出発前） 旅行代金の 50%

旅行開始後の解除、または無連絡不参加 旅行代金の 100%

### 5. 当社による旅行契約の解除・催行中止

お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たない場合は、旅行の催行を中止することがあります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日前

(日帰り旅行については 3 日前) までに対象のお客様へ通知し、お預かりしている旅行代金を全額払い戻します。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令などの理由により、安全かつ円滑な旅行の実施が不可能になったとき、旅行契約を解除または変更することがあります。

#### 6. 当社の責任及び免責事項

当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

ただし、以下のような当社の管理不十分ではない理由による損害については、原則として責任を負いかねます。

天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更・中止

運送・宿泊機関等の事故、火災、またはこれらのために生じる旅行日程の変更・中止

自由行動中の事故

食中毒

盗難

運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等による日程の変更や滞在時間の短縮

#### 8. 特別補償

当社はお客様が本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体、生命または手荷物に被った一定の損害について、当社の責任の有無にかかわらず、旅行業約款の特別補償規程の定めにより、補償金および見舞金をお支払いします。

#### 9. 個人情報の取り扱い

当社は、お申し込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配、それらの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

#### 【旅行企画・実施】

会社名：株式会社シンファート 国際旅行部（一般社団法人全国旅行業協会会員）

登録番号：大阪府知事登録旅行業第 2-2997 号

住所：東京都新宿区市谷田町 1-3 東京ライフビル 6F

旅行業務取扱管理者：三根 謙一郎

この旅行条件は 2026 年 7 月 1 日を基準としています。